

飛驒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等
監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月29日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 葛谷 寛徳

令和4年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 令和4年11月14日（月）
- 3 監査対象 社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会
飛騨市市民福祉部総合福祉課（事務の所管）
- 4 監査の対象とした事項及び範囲
市が補助または委託した事務
令和3年度 事業報告及び決算に関する事項
令和4年度 事業計画及び予算に関する事項

5 監査の着眼点

(1) 団体関係

ア 提出資料審査

年度	補助金名
R4	飛騨市社会福祉協議会事業補助金
R4	法人後見受任促進補助金
R4	飛騨市であいサポートセンター運営補助金
R4	飛騨市新型コロナの影響に伴う生活支援資金貸付事業補助金（事務費分）
R3	飛騨市新型コロナの影響に伴う生活支援資金貸付事業補助金（原資分）
R3	飛騨市市民の生計見直しの為の資金貸付事業連携協定に基づく債務整理貸付補助金

提出資料

- ①定款
- ②組織図及び名簿
- ③経理規定
- ④団体、事業概要書
- ⑤令和3年事業計画書、予算書、決算書、事業報告書、監査報告書等
- ⑥令和4年事業計画書、予算書、補助金交付決定関係書類
- ⑦借入にかかる契約書等
- ⑧その他財務事務の執行にかかる書類、帳簿等
（総勘定元帳、契約書類、支払明細、補助金交付決定関係書類財務諸表等）

- イ 規程に基づき事業が実施されているか。
- ウ 関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
- エ 補助金の運用は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 提出資料

- ①補助金の決定にかかる決裁文書（補助金交付に関する書類）
- ②支出関係書類
- ③法人から提出された報告書等書類（補助金実績報告書等）
- ④その他、法人にかかる書類（会議記録等）

6 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び当日関係書類等の提出を求め、支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、担当職員から説明を求める等の方法により実施した。

また、所管課についても同課から提出された資料及び当日提示のあった関係書類に基づき、担当職員から説明を求め監査を実施した。

第2 補助事業の目的

民間福祉事業者と住民と行政機関との橋渡し、福祉関連団体の設立・育成、各福祉事業者間の利害調整、地域福祉活動の啓発、住民参加による地域福祉の推進、福祉専門職の育成・スキルアップ、福祉人材の確保、地域ボランティア人材の育成等の事業。また、福祉サービスの担い手として、国・県・市の制度事業では網羅しにくい制度の狭間にある住民のニーズを、開拓性・即応性・柔軟性を生かし、地域住民の社会福祉のための管理運営を行う事を目的とする。

第3 監査の結果

監査の対象とした出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易な事項については、その都度口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められたい。また、今後も市との連携により、更なる飛騨市の社会福祉の推進を図られるよう期待するものである。